

資 料 編

1 那須町環境基本条例

平成 23 年 9 月 13 日

条例第 16 条

私たちの郷土那須町は、雄大な那須連山とそのふもとに広がる高原や温泉郷、そして八溝の山並みに続く里山や田園など、豊かな自然に恵まれています。その豊かな自然の中での悠久の営みにより、歴史や文化、人間性豊かな地域社会が築かれてきました。

健全で恵み豊かな環境は、自然を構成する様々な要素が地球という大きな枠の中で密接に関わり合い、微妙な均衡のもとに保たれて、すべての生き物にとってかけがえのないものであり、私たちは、その環境を享受する権利を有するとともに、将来の世代に継承していく責務を負っています。

しかしながら、社会経済の発展は、資源やエネルギーを大量に消費し、環境への負荷を増大させ、その結果、環境の持つ復元能力を超えて、地域的な環境問題を引き起こすだけではなく、地球全体の生物の生存基盤を脅かすようになっています。

私たち一人ひとりがこれまでの生活を省みて、その生活様式を見直していくことにより、持続的発展が可能な社会を構築し、将来の世代に誇ることができる環境をつくりあげていかなければなりません。

ここに私たちは、自主的、積極的に良好な環境の保全及び創造に取り組み、人と自然が調和した美しい那須町を次世代に引き継ぐため、この条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造についての基本理念を定め、町、町民及び事業者並びに通勤、通学及び旅行等で町内に滞在する者（以下「滞在者」という。）の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で安全かつ良好な生活環境の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、河川の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、町民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(4) 生物多様性 様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、次に掲げる基本理念により行わなければならない。

(1) 町民が健全で恵み豊かな生活を営む上で必要となる良好な環境を確保するとともに、これを次世代へ継承していくこと。

(2) 人と自然が共生し、豊かな生物多様性の保全を図るとともに、その恵みを次世代へ継承していくこと。

(3) 人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的かつ活力ある発展が可能な循環型社会を構築すること。

(4) 地球的規模の環境問題を町、町民及び事業者が自らの課題と認識し、それぞれの日常生活及び事業活動において、積極的に取組むこと。

(5) 町、町民及び事業者並びに滞在者がそれぞれの責務を自覚して、公平な役割分担の下に行うこと。

(町の責務)

第4条 町は、環境の保全及び創造に関し、自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

2 町は、環境の保全及び創造に関する施策で、広域的な取り組みを必要とするものについては、国及び他の地方公共団体との連携及び協力に努めるものとする。

(町民の責務)

第5条 町民は、その日常生活に伴う環境への負荷の低減及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、町民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動について環境の保全及び創造に努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(滞在者の責務)

第7条 滞在者は、その滞在に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(施策の基本方針)

第8条 町は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する施策を実施するに当たっては、次に掲げる事項が達成されるように努めるものとする。

- (1) 人と自然とが共生する自然環境の保全
- (2) 生き物の生息及び生育に配慮した生物多様性の保全
- (3) 公害の防止及び生活環境の保全
- (4) 良好的な景観の保全並びに歴史的及び文化的遺産の保全
- (5) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全
- (6) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関する事項

(環境基本計画)

第9条 町長は、環境の保全及び創造の施策を総合的かつ計画的に推進するため、那須町環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標及び施策の方向に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、事業者及び町民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、那須町環境審議会の意見を聞くものとする。

4 町長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(報告書の作成及び公表)

第10条 町長は、環境の状況、環境基本計画に基づき実施された施策の状況等を明らかにした報告書を作成し、これを公表するものとする。

(規制等の措置)

第11条 町は、公害の原因となる行為、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為及びその他の環境の保全上の支障を防止するため、必要に応じ規制等の措置を講ずるものとする。

(助成の措置)

第12条 町は、町民又は事業者が環境への負荷の低減を図るための施設の整備その他環境の保全及び創造に関する活動を促進するため必要があるときは、適正な助成その他の措置を講ずよう努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

第13条 町は、関係機関と協力して、環境の保全及び創造についての教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により、町民、事業者及び滞在者が理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に資する活動を行う意欲が増進されるよう努めるものとする。

(自発的な活動の促進)

第14条 町は、町民、事業者及び滞在者又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行う自然保護に関する活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が町の施策と連携し、促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第15条 町は、環境の状況その他環境の保全に関する必要な情報を、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつこれを町民等へ適切に提供するよう努めなければならない。

(監視等の体制整備)

第16条 町は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定及び検査等の体制の整備に努めるものとする。

(町民等の意見の反映)

第17条 町は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、町民、事業者及び滞在者の意見を反映するよう努めるものとする。

(環境審議会)

第18条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、那須町環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、町長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 環境の保全及び創造に関する重要な施策に関すること。
- (3) その他環境の保全及び創造に関し必要な事項

3 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年10月1日から施行する。

(那須町環境審議会条例の廃止)

2 那須町環境審議会条例（昭和47年条例第9号）は、廃止する。

2 計画策定の経過等

(1) 計画策定経過

令和元年 8月 1日	第1回那須町環境基本計画検討委員会開催
令和元年 8月 5日	第1回那須町環境基本計画検討幹事会開催
令和元年 10月 7日 ～ 11月 8日	町民・事業所意識調査実施
令和元年 12月 13日	第2回那須町環境基本計画検討委員会幹事会開催
令和2年 1月 6日	第2回那須町環境基本計画検討委員会開催
令和2年 1月 31日	那須町環境審議会開催
令和2年 3月 16日	那須町環境基本計画改訂版（素案）策定
令和2年 5月 1日 ～ 6月 1日	那須町環境基本計画改訂版（素案）に対するパブリックコメント実施
令和2年 7月	那須町環境審議会書面開催
令和2年 8月	第3回那須町環境基本計画検討委員会幹事会書面開催
令和2年 9月 1日	第3回那須町環境基本計画検討委員会開催
令和2年 10月 15日	議員全員協議会開催
令和2年 11月 6日	序議
令和2年 11月 27日	議会議案上程（11月27日可決）

(2) 那須町環境審議会

区分	氏名	備考
学識経験を有する者	青木 章彦	作新学院大学女子短期大学部 教授
	鈴木 友実	那須町自治会連合会 会長
	熊田 敬造	那須野農業協同組合 那須営農経済センター課長
	薄井 正明	那須町商工会 会長
	廣川 琢哉	一般社団法人那須町観光協会 会長
	三森 康雄	那須町森林組合 組合長
	平山 仁一	那珂川北部漁業協同組合 理事
	大平 康市	那須町土地改良区 理事長
	津久井理恵	さわやかネットワーク那須 会長
	石井 直子	なす町消費者友の会 会長
	真山 高士	特定非営利活動法人那須高原自然学校 事務局長

関係行政機関	水崎 進介	環境省関東地方環境事務所 那須自然保護官事務所 首席自然保護官
	手塚 有久	栃木県県北環境森林事務所 環境部長
	小貫 敏江	栃木県那須農業振興事務所 次長兼企画振興部長
	高山 誠	栃木県大田原土木事務所 次長兼企画調査部長

(3) 那須町環境基本計画検討委員会

職名	所 属	
委員長	副町長	
副委員長	教育長	
委 員	総務課長	ふるさと定住課長
	税務課長	観光商工課長
	企画財政課長	会計課長
	住民生活課長	上下水道課長
	保健福祉課長	学校教育課長
	こども未来課長	生涯学習課長
	農林振興課長	議会事務局長
	建設課長	環境課長



3 町民意識調査

(1) 調査の概要

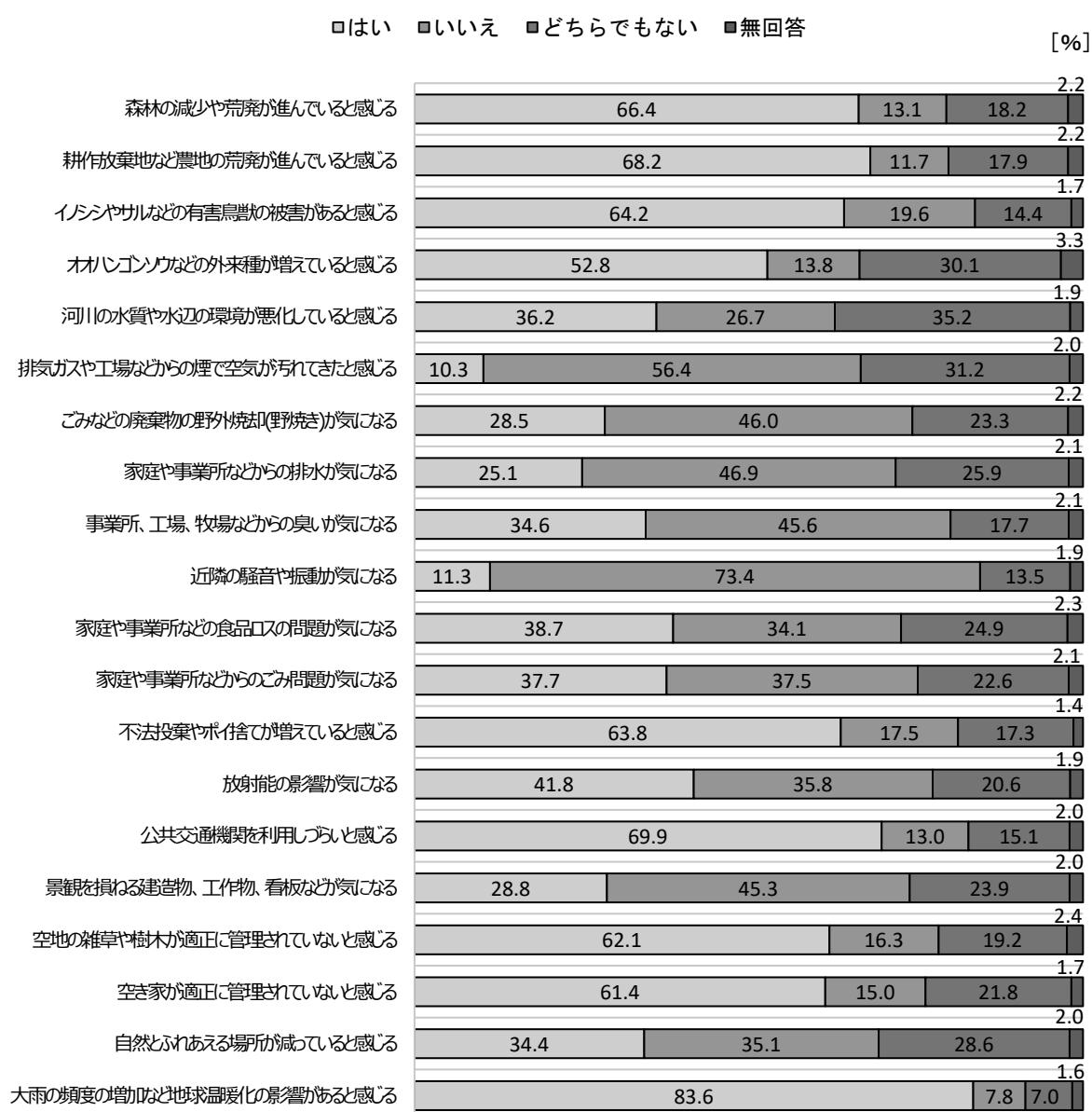
方法：アンケート調査、郵送配布、郵送回収

期間：令和元年10月7日～11月8日

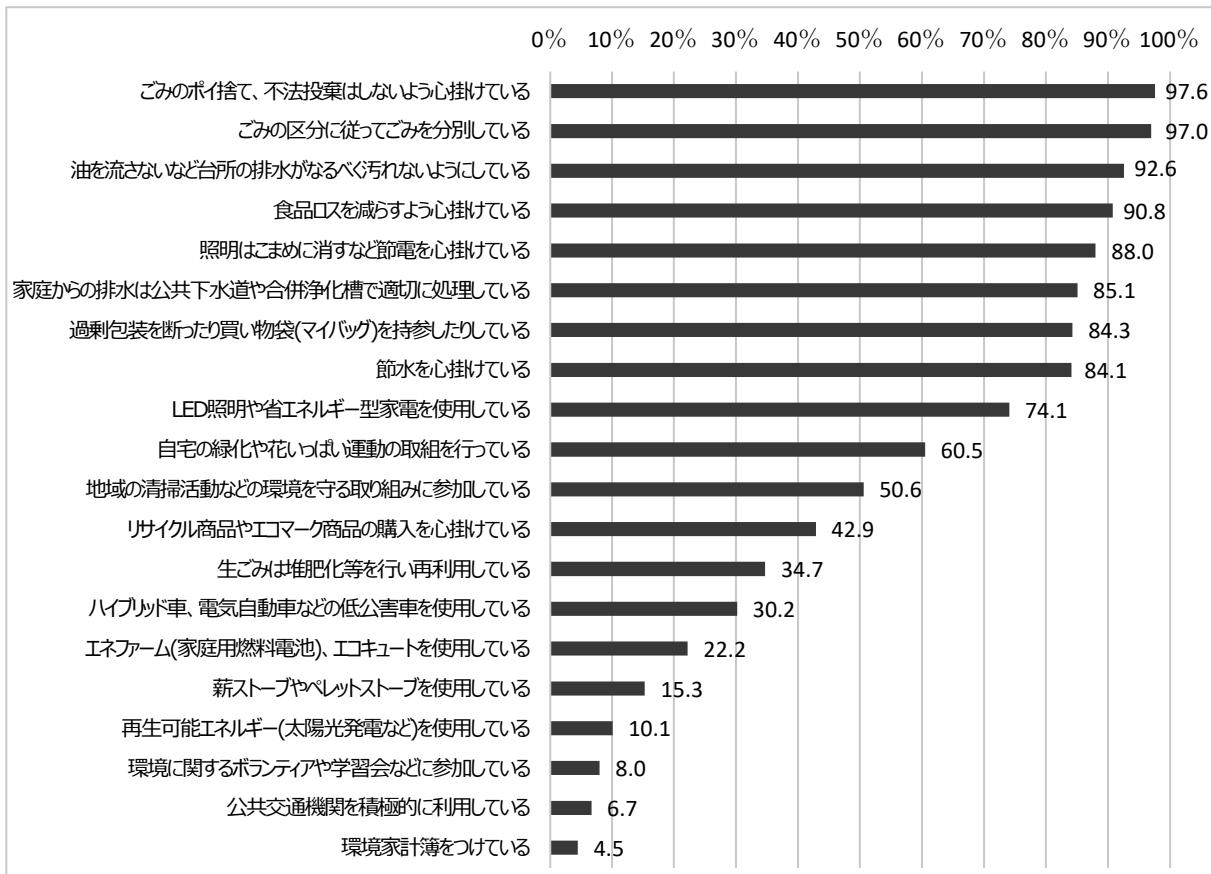
対象：町内4地域ごとに無作為抽出した20歳以上の住民2000人

回収率：43.1%

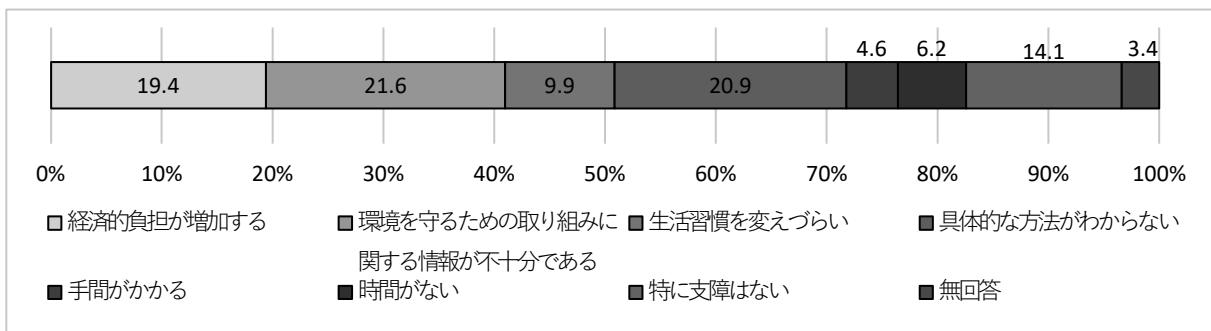
(2) 「那須町の環境の現状についてお伺いします」への回答



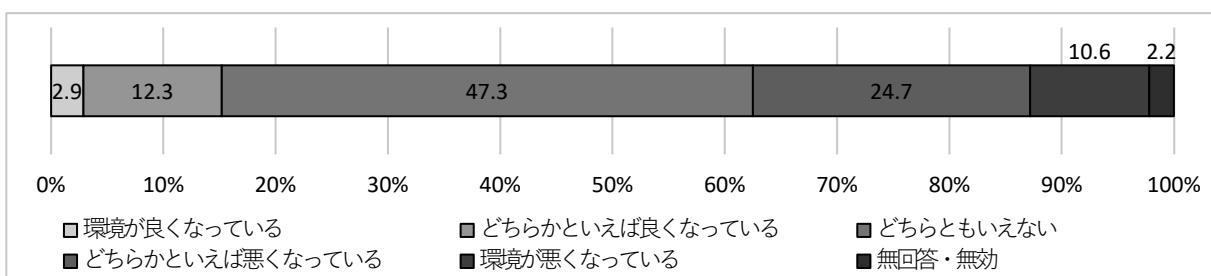
(3) 「日常生活の中での環境を守るための取り組み状況についてお伺いいたします」への回答



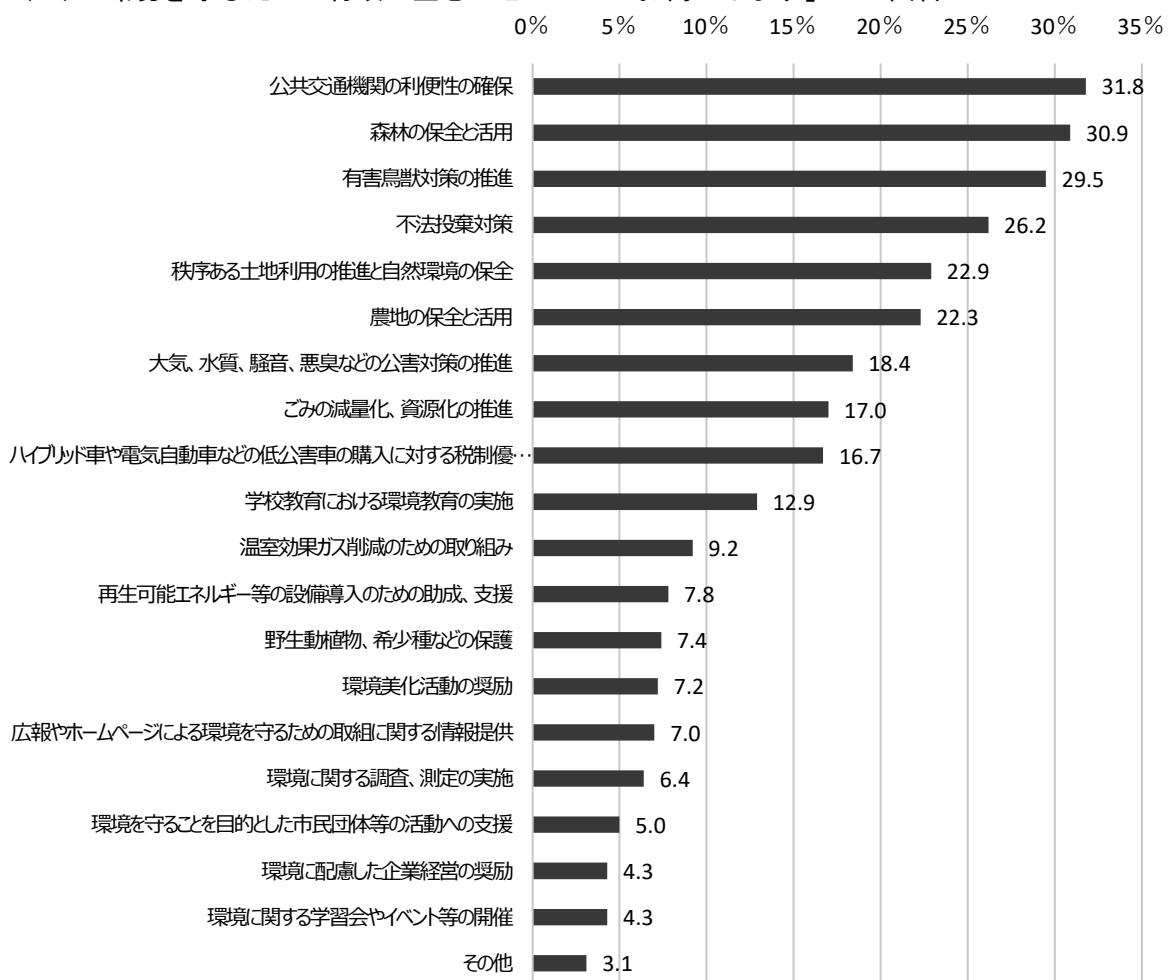
・「取組を行っているうえで支障となっていることについてお伺いします」への回答



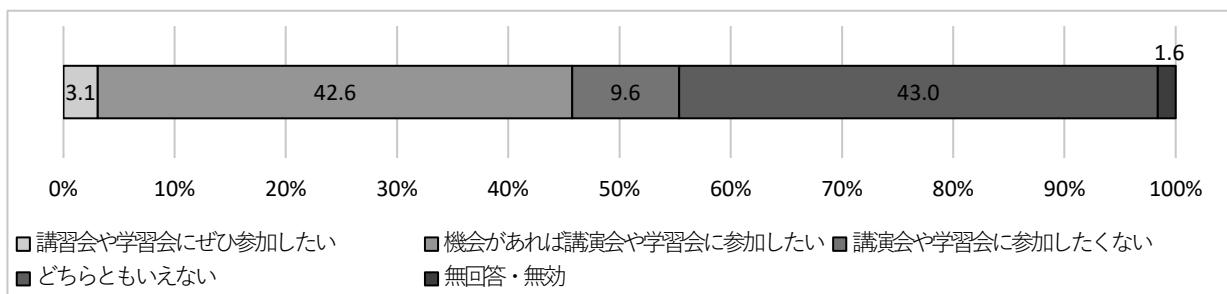
(4) 「那須町の環境についてどう感じるかお伺いします」への回答



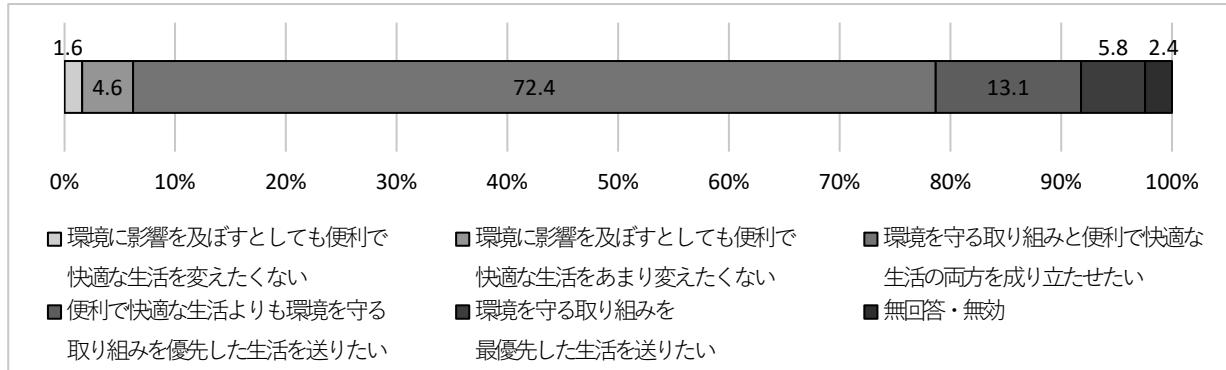
(5) 「環境を守るために行政に望むことについてお伺いします」への回答



(6) 「環境学習への参加について」への回答



(7) 「環境を守るための取り組みと生活の便利さに対する考え方についてお伺いします」への回答

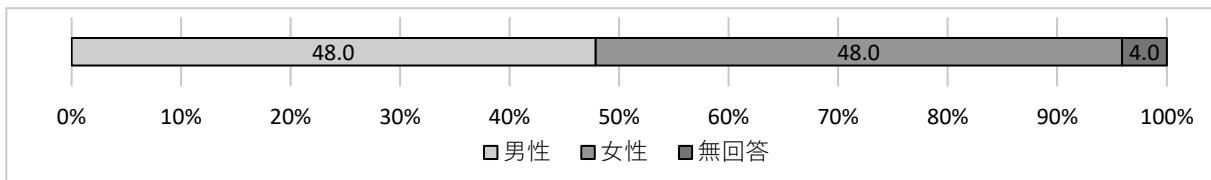


(8) 「那須町の環境に関する自由意見」への回答

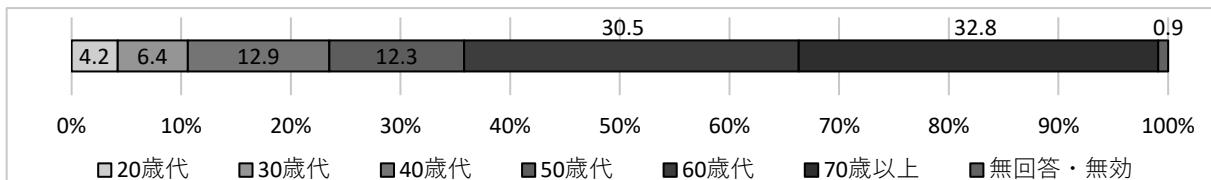
区	分	件 数
◆ 自然環境	有害鳥獣について	16
	森林保全について	15
	河川の水質について	11
	自然を守る取り組みについて	11
	温泉の有効活用について	2
	生物多様性について	2
計		57
◆ 生活環境	空き地、空き家の管理について	49
	道路の整備について	43
	不法投棄について	39
	公共交通機関について	19
	悪臭について	15
	放射能について	8
	ごみの分別・収集について	7
	ごみの野外焼却（野焼き）について	6
	農薬の使用について	6
	水道設備について	5
	景観について	5
	環境教育について	4
	野良犬、野良猫の被害について	3
	レジ袋の削減について	2
	ボランティア活動について	1
	農業について	1
計		213
◆ その他	太陽光発電設備の設置について	82
	現状のままで良い	7
	次世代へ向けた取り組み	3
	町有地の利活用について	2
	町からの情報提供について	2
	地球温暖化対策について	2
	その他	37
	計	135
総 計		405

(9) 回答者の属性

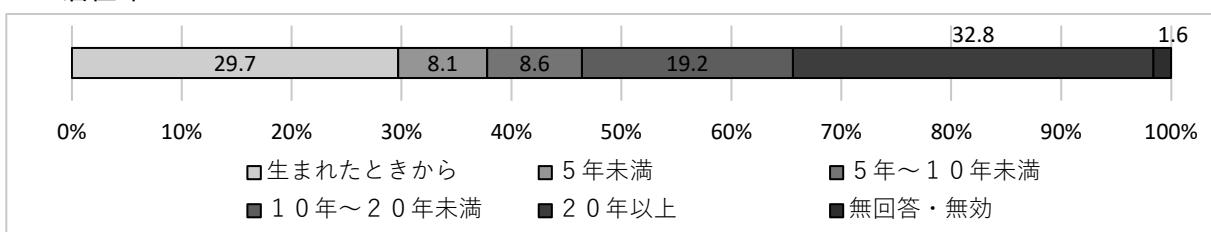
性別



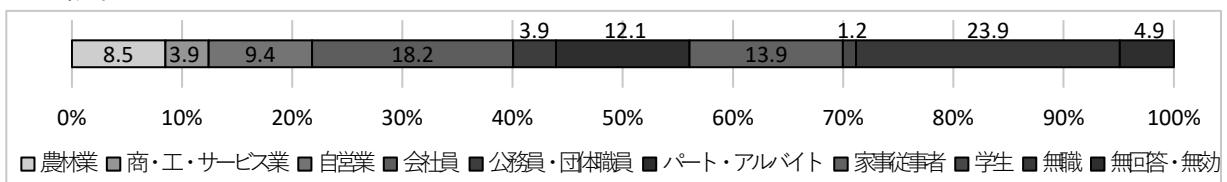
年齢



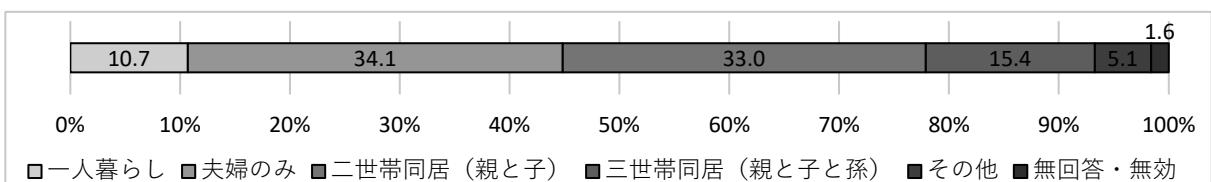
居住年



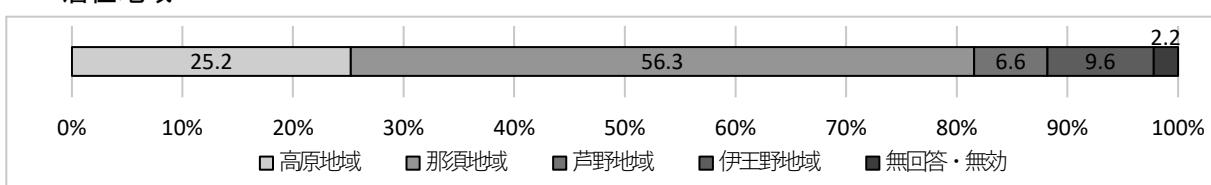
職業



家族構成



居住地域



4 事業所意識調査

(1) 調査の概要

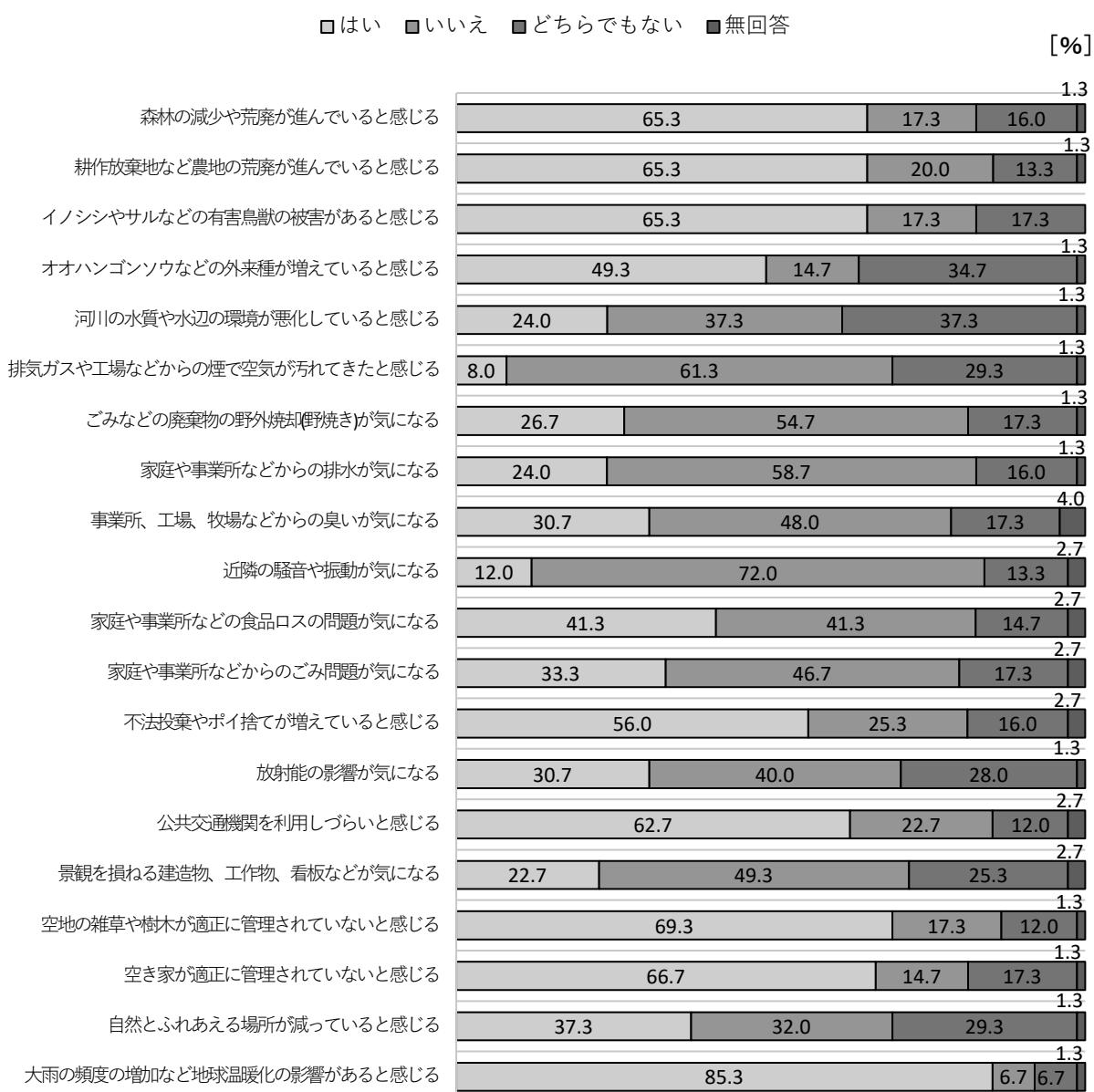
方法：アンケート調査、郵送配布、郵送回収

期間：令和元年10月7日～11月8日

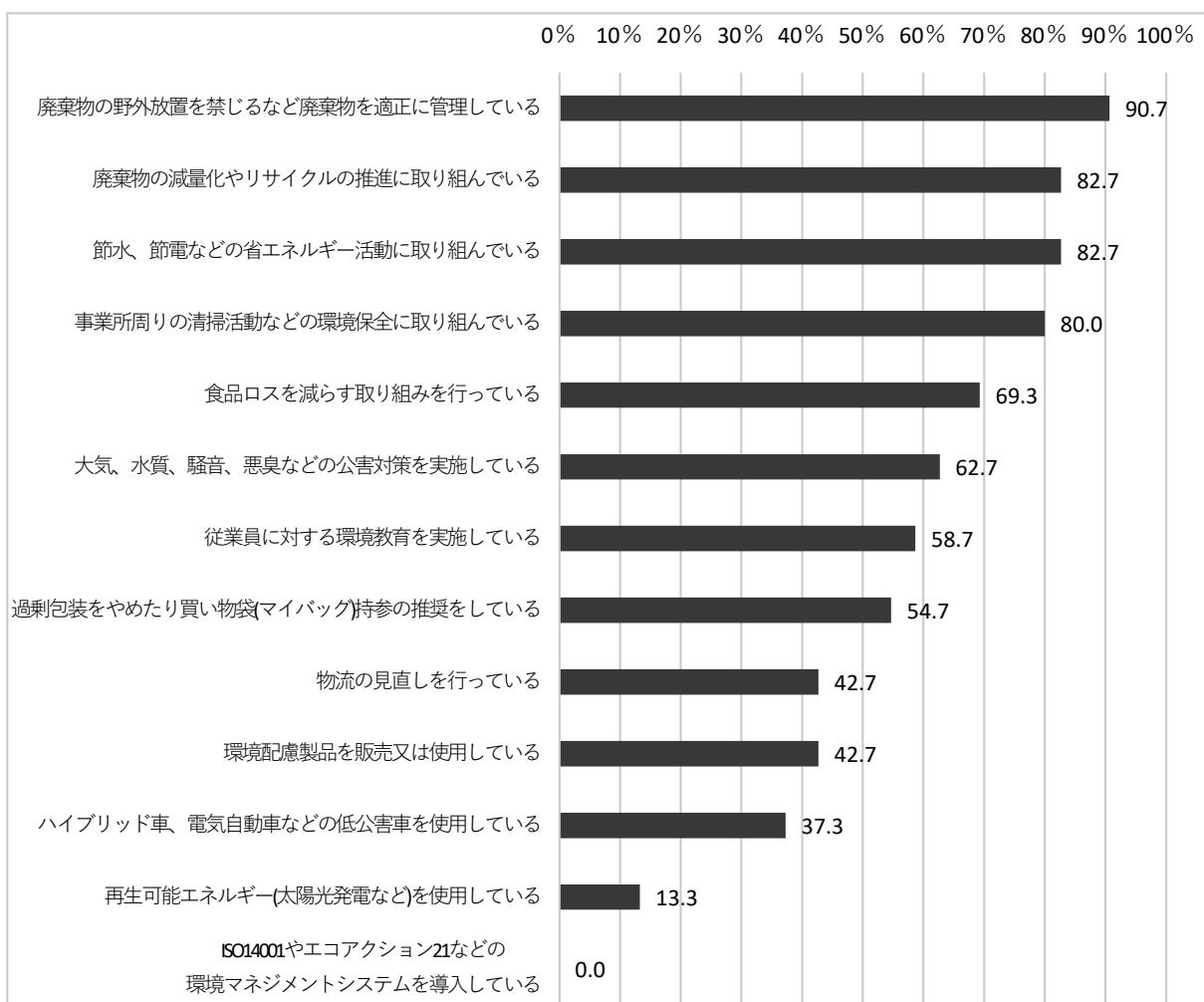
対象：無作為抽出した事業所200ヶ所

回収率：37.5%

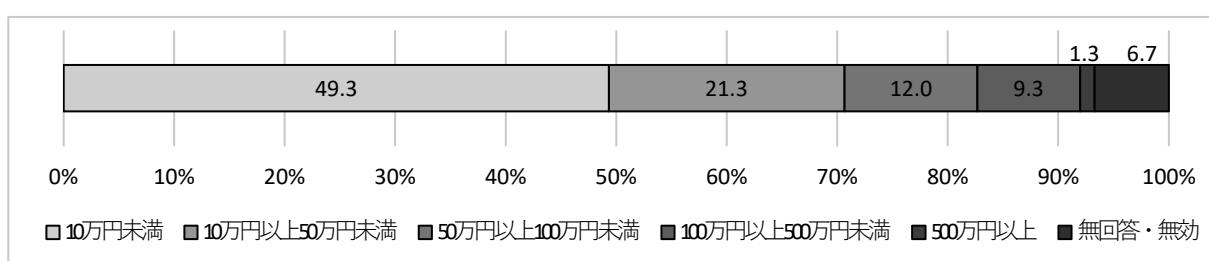
(2) 「那須町の環境の現状についてお伺いします」への回答



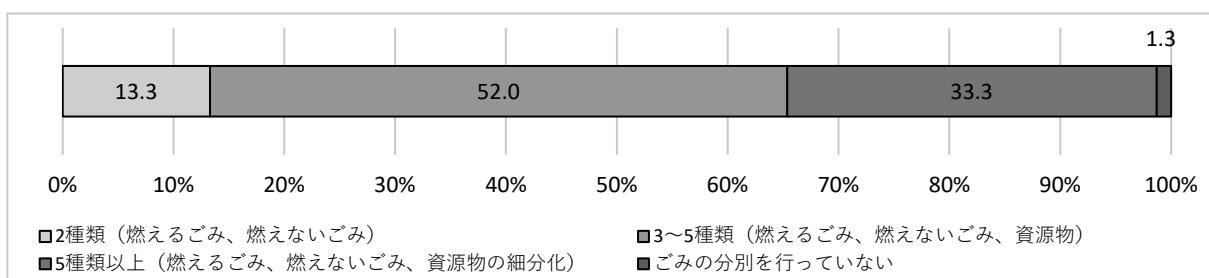
(3) 「日常業務の中での環境保全に向けた取り組み状況についてお伺いします」への回答



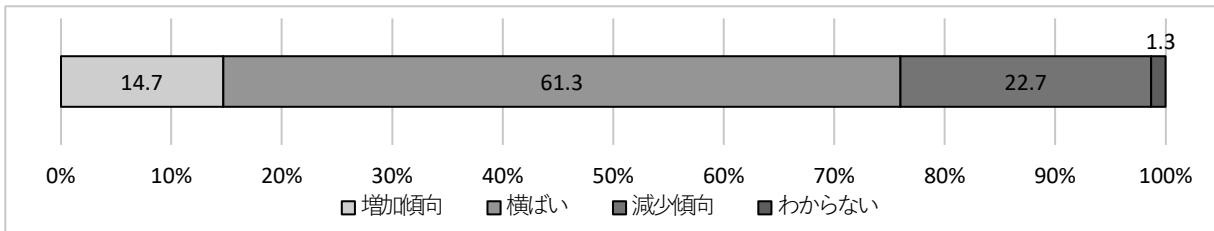
(4) 「ごみ処理手数料についてお伺いします」への回答



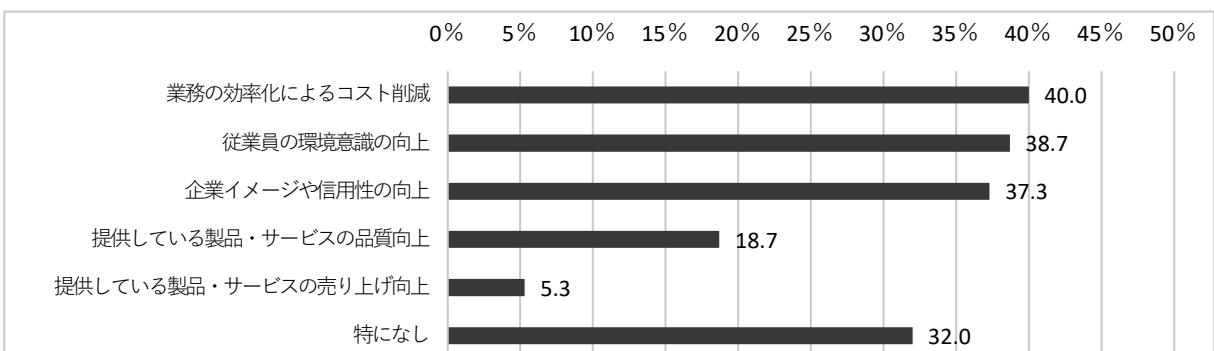
(5) 「ごみの分別についてお伺いします」への回答



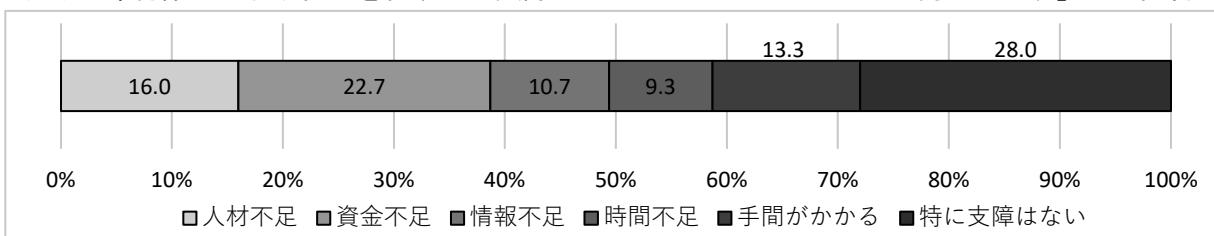
(6) 「ごみの発生量についてお伺いします」への回答



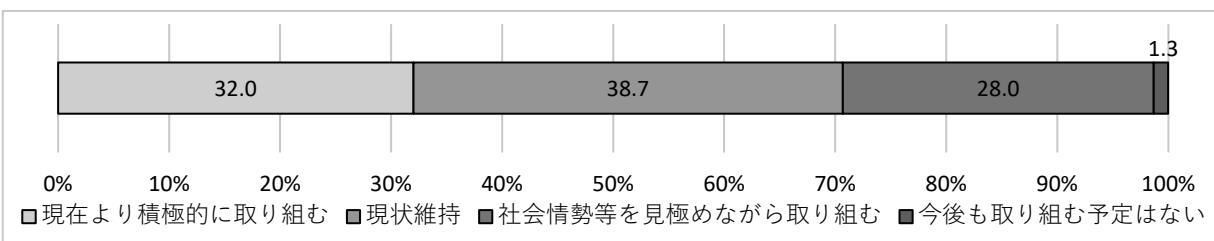
(7) 「環境保全に取り組んだことで得られた効果についてお伺いします」への回答



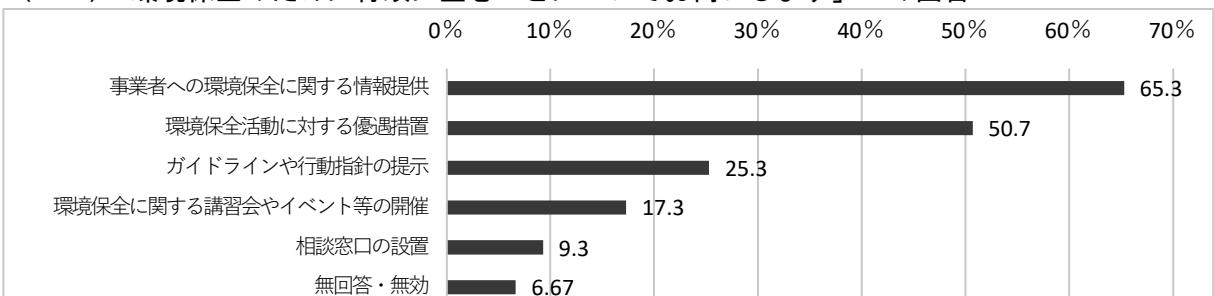
(8) 「環境保全の取り組みを行う上で支障となっていることについてお伺いします」への回答



(9) 「環境保全に関する今後の取り組みについてお伺いします」への回答



(10) 「環境保全のために行政に望むことについてお伺いします」への回答

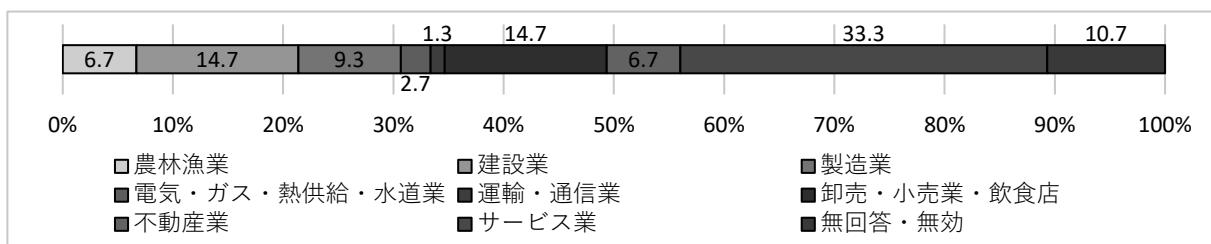


(11) 「那須町の環境に関する自由意見」への回答

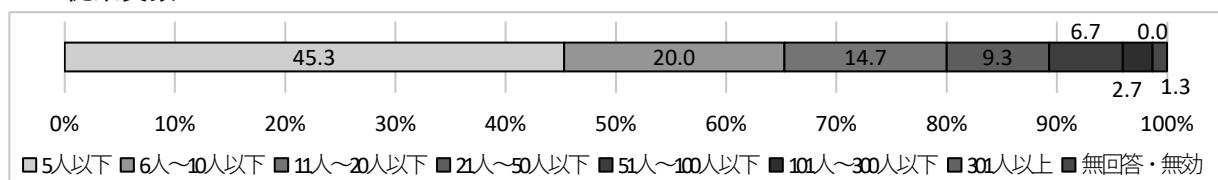
区	分	件 数
◆自然環境	有害鳥獣について	1
	森林保全について	0
	河川の水質について	0
	自然を守る取り組みについて	1
	温泉の有効活用について	0
	生物多様性について	0
計		2
◆生活環境	空き地、空き家の管理について	3
	道路の整備について	4
	不法投棄について	3
	公共交通機関について	0
	悪臭について	0
	放射能について	0
	ごみの分別・収集について	1
	ごみの野外焼却（野焼き）について	0
	農薬の使用について	0
	水道設備について	1
	景観について	1
	環境教育について	1
	野良犬、野良猫の被害について	0
	レジ袋の削減について	0
	ボランティア活動について	0
	農業について	0
計		14
◆その他	太陽光発電設備の設置について	3
	現状のまま良い	0
	次世代へ向けた取り組み	0
	町有地の利活用について	0
	町からの情報提供について	2
	地球温暖化対策について	0
	その他	3
計		8
総 計		24

(12) 回答者の属性

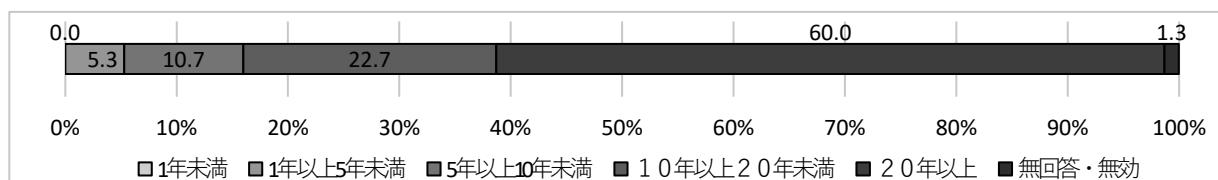
業種



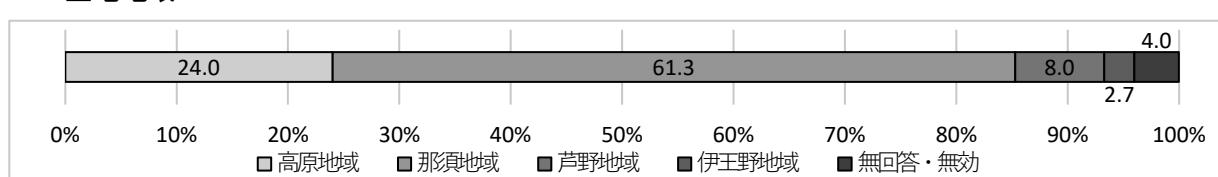
従業員数



立地年数



立地地域



5 用語解説

*各用語末尾の（ ）内の数字は、計画中の主な掲載ページを示します。

あ 行

アイドリング・ストップ

自動車が走っていないときにエンジンのかけっぱなし（アイドリング）は、できるだけやめようという取り組み。（p.41,46,55,57,59,61）

エコツーリズム

地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組み。（p.50,57）

エコドライブ

適正なタイヤ空気圧の点検、アイドリングストップ、経済速度の遵守、急発進・急加速・急ブレーキを控えるなど二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転方法をいう。（p.22,41,46,59,61）

エコマーク

環境への負荷が少なく環境保全に役立つと認められた商品に付けられる環境ラベルの一種。商品類型ごとにエコマーク商品として認定されるための基準があり、専門家により審査委員会で基準を満たしているか確認し、認定が行われる。環境(Environment)と地球(Earth)の頭文字「e」が人間の手の形となって、地球をやさしく包み込んでいるデザインとなっている。（p.56）

SDGs

2015年9月の国連総会において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール及び169のターゲットを示し、地球上の誰一人として取り残さないことを目指す。発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本も積極的に取り組んでいく。（p.2,22）

温室効果ガス

太陽から地球に降り注ぐ光は素通りさせるが、暖まった地球から宇宙に逃げる熱を吸収する性質をもつガスのこと。京都議定書においては、6種類のガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄）が削減対象になっている。（p.23,46）

か 行

合併処理浄化槽

し尿のほか台所、風呂、洗濯など生活排水を併せて処理する浄化槽のこと。し尿だけを処理する浄化槽は単独浄化槽といい、現在、単独浄化槽の新設は、法律により実質的に禁止されているため、新設は、合併処理浄化槽となる。（p.12,39）

環境基準

環境基本法第 16 条で、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。」と定義されている行政上の目標。
(p.17)

環境マネジメントシステム

企業などが、経営や運営を通じて環境保全に取り組むにあたって、環境方針や目標などを自ら設定し、これらの達成を目指して取り組む一連の流れのことを環境管理といい、事業所や工場などで環境管理を実施していくための制度や仕組み。(p.59,65)

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。(p.47)

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線を受けて光化学反応を起こして発生する二次汚染物質で、オゾン、PAN (Peroxy-acetyl nitrate) 等の酸化性物質の総称。

このオキシダントが原因で起こる光化学スモッグは、工場や自動車から排出される窒素酸化物や炭化水素に、太陽の紫外線が当たって化学変化を起こして生ずる。晴天の日で視界が悪く、高温、多湿、風が弱い時に発生しやすく、日ざしの強い夏季に多く発生し、眼や喉などの粘膜を刺激することがある。(p.17)

公共用水域

水質汚濁防止法で「河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう。ただし、下水道法で定めている公共下水道及び流域下水道であって、終末処理場を有しているもの、また、この流域下水道に接続されている公共下水道は除く。」とされている。(p.12,39)

耕作放棄地

農林水産省が実施する統計調査（農林業センサス）において、「以前耕作地であったもので、過去 1 年以上作付けせず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地」と定義されている統計上の用語で、農家の意思によるもの。(p.14,15,34)

荒廃農地

市町村及び農業委員会による現地調査（荒廃農地調査）において、「現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では、作物の栽培が客観的に不可能となっている農地」として定義されている。(p.36)

コージェネレーションシステム

電気と熱を同時に発生させる熱電供給システム。発電機で電気をつくるときに使う冷却水や発生する排気ガスなどの熱を給湯や冷暖房のほか、工場の熱源などに用いる。(p.59)

国土利用計画那須町計画

国土利用法に基づき、那須町の区域における国土（町土）の利用に関し必要な事項を定めた計画。那須町土地利用調整基本計画やその他の町の土地利用に関する諸計画の基本となり、町土利用に関する行政上の指針となる。（p.35）

さ 行

再生可能エネルギー

再生が可能なエネルギーのことで、半永久的に利用できるのが特徴。具体的には、風力、太陽光、水力、バイオマス、波力等が該当する。（p.24,47,48,57,59）

里地里山

人里近くの二次林（雑木林）を中心とした周辺の田畠や溜池などを含んだ地域。薪や炭の生産に利用されてきたが、化石燃料の普及に伴い経済的価値が低下し、所有者による適切な維持管理が困難となっている。近年、身近なみどり、生物の生育・生息空間としての価値が見直され、その保全・活用が課題となっている。（p.4,14,33）

3 R

リデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle）の3つのRの総称。物を大切に使いごみを減らす（リデュース）、使える物は繰り返し使う（リユース）、ごみを資源として再び利用する（リサイクル）ことにより、限りある資源の消費を抑制し、環境負荷の少ない循環型社会の形成を推進する。（p.19）

産業廃棄物

事業活動に伴って発生する廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリなど、法律で定められたものをいう。（p.19,40,43,59）

循環型社会

製品等が廃棄物等となることの抑制、製品等が循環資源（廃棄物等のうち有用なもの）となった場合における循環的な利用（再使用・再生利用・熱回収）、循環的な利用が行われない循環資源の廃棄物としての適正な処分によって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会と循環型社会形成推進基本法が定義している。（p.26,42,59）

水源かん養

森林・自然の土・湿地・農地等が、雨水や融雪水を地面に浸透させたり、急激に川等に流れ込まないように貯留したりして、降雨を地表および地中に一時蓄えるとともに地下に浸透させ、降雨の河川等への流出を調整し、地下や下流における水資源の保全、洪水の防止、浄化等に資する自然の働きの総称。都市化によりかん養面が減少すると、保水・防災機能が低下し、洪水や渴水を引き起こす原因となる。（p.32）

生物化学的酸素要求量（BOD）

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川等の汚濁を示す代表的な指標。この値が大きいほど、河川などの水中には有機物が多く、水質が汚濁していることを示している。BODの高い水は生物的に分解されやすい有機物を多量に含んでいることを示し、このような水が河川に流入すると、水中の酸素が多く消費され、生物の生存がおびやかされる。（p.17,43）

生物多様性

地球上の生物は、約40億年に及ぶ進化の過程で多様に分化し、生息場所に応じた相互の関係を築きながら、地球の生命体を形づくっている。このような多様な生物の世界を「生物多様性」という。

生物多様性は、生態系のバランスを維持するうえで重要であるばかりでなく、私たち人間の生活にも計り知れない恵みをもたらしている。(p.15,26,27,37)

た 行

地球温暖化

大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは、地球から放出される熱を閉じこめる働きがあるため温室効果ガスといわれている。近年、化石燃料の燃焼等の人間活動の拡大に伴い、大気中の温室効果ガスが増加しており、近い将来地球の気温が上昇し、生活環境や生態系へ大きな影響を及ぼすことが懸念されている。(p.2,4,23,46)

地産地消

地元生産、地元消費の略語で、地元で生産されたものを地元で消費すること。地域の農業と関連産業の活性化により、農地及び森林の保全が期待される。また、輸送による二酸化炭素の排出も減らすことができる。(p.34,55,57,58,59,61)

鳥獣保護区

鳥獣の保護の見地から、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき指定される。国指定鳥獣保護区と都道府県指定鳥獣保護区の2種類があり、区域内では狩猟が認められず、特別保護地区では一定の開発行為が規制される。(p.37)

低公害車

従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、窒素酸化物(NOx)、粒子状物質(PM)、二酸化炭素(CO₂)といった大気汚染物質や温室効果ガスの排出が少ない、又は全く排出しない自動車のこと。電気自動車、天然ガス車、メタノール車、ガソリンエンジン等と電気によるモーターを組み合わせたハイブリッド車などがある。(p.46,55,58)

特定外来生物

外来生物（もともとその地域にいなかつたが、人間の活動によって他の地域から持ち込まれた生物）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれのあるものの中から指定される。指定されると栽培、飼育、保管、運搬、野外へ放つ、植える及びまくなどの行為が規制される。(p.15,38)

な 行

生ごみ処理機器

家庭ごみの減量化とリサイクルの推進のため、生ごみの発酵処理等を行い堆肥化し、畑や庭に還元する生ごみの処理機器。(p.19,42)

は 行

パークアンドバスライド

自宅から最寄りの駅やバス停までマイカー・自転車で行き、駐車場や駐輪場に停め

て公共交通機関に乗り換えて目的地へ向かう方式のこと。本町では、紅葉時期の交通渋滞の緩和のため、平成 21 年から 24 年にかけて奥那須地区で社会実験を実施した。
(p.41)

バイオマス

バイオ（生物資源）とマス（量）を組み合わせた言葉で、再生可能な生物由来の有機性資源で化石燃料を除いたものをバイオマスという。バイオマスの種類としては、農林水産物、もみ殻、家畜排せつ物、食品残さ、木くずなどがある。(p.24,47,48)

P D C A サイクル

物事を管理し改善していくために有効な手法とされ、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）を繰り返すことで業務の継続的な改善を図る。(p.65)

微小粒子状物質（PM2.5）

浮遊粉じんのうち、粒径が $2.5 \mu\text{m}$ ($1 \mu\text{m}$ は 1000 分の 1mm) 以下のもの。浮遊粒子状物質よりも健康に有害な影響を与える可能性が高いとされている。(p.17)

フード・マイレージ

食品の輸送距離が長くなると輸送に必要な燃料が多くなり、二酸化炭素の排出など環境にかかる負担も増大していくことから、食料の輸入が地球環境に与える負荷を把握するために考え出された、食料の輸送量に輸送距離を掛け合わせた指標。(p.57)

放射線・放射能

放射性物質から出されるエネルギーで放射性原子核から放出される電磁波や粒子のこと。原子核が放射線を放出して、より安定な原子核へと自発的に崩壊する性質を放射能という。(p.4,21,44)

ま 行

緑の基本計画

都市緑地法に基づき、市町村が策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の通称。樹林地、草地、水辺など都市における緑地の適正な保全と緑化の推進方策に関する目標や講ずる施策について定めるマスターplan。緑地の配置や緑地保全地区内の緑地の保全に関することなど地域の実情において定めることとなっている。(p.33)

マニフェスト制度

産業廃棄物の適正な処理を推進する目的で定められた制度。マニフェスト伝票を用いて廃棄物処理の流れを確認できるようにし、不法投棄を未然に防ぐ。(p.59)

ら 行

レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト（レッドラリスト）を基に、その現状を明らかにした資料のこと。栃木県では、平成 17 年 3 月に「レッドデータブックとちぎ」を発行している。(p.38)